

令和5年2月8日（水）午後1時56分

令和5年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第1回理事会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和5年第1回理事会議事録

開催日時 令和5年2月8日（水曜日） 午後1時56分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 207会議室

出席理事数（11人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	小椋 正清	東近江市長
	宮本 和宏	守山市長（代）
	福井 正明	高島市長（代）
	平尾 道雄	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長（代）

1. 議決事項

- 議案第 1 号 滋賀県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 号 滋賀県国民健康保険団体連合会の育児休業等に係る給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 3 号 滋賀県国民健康保険団体連合会会計規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 4 号 滋賀県国民健康保険団体連合会福祉医療費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 5 号 令和 4 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 6 号 令和 4 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第 7 号 令和 4 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第 8 号 令和 4 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第四回補正予算について
- 議案第 9 号 滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について
- 議案第 10 号 通常総会開催日について
- 議案第 11 号 通常総会附議事項について

2. 報告事項

- 報告第 1 号 専決処分報告について

○開 会

午後1時56分開会

◇岡田局長 只今より、令和5年第1回理事会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 改めまして、皆様こんにちは。本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましては、公務何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、国保をとりまく情勢でございますが、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中であって、保険料、保険税の負担率が高いという構造的な問題に直面をしております、極めて厳しい運営が続いております。

一方、新型コロナでございますが、国は5月に新型コロナウイルス感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行する方向を決定されました。これにより医療機関や感染者への公的支援などのコロナ対策が段階的に見直されるなど、今後の医療費の影響について、その動向を注視していく必要があると考えております。

本日は、医療費支払額等に関する本年度予算の補正、令和5年度の事業計画及び予算等について、総会附議に向けたご審議をお願いいたします。

併せて、昨年に判明いたしました「後期高齢者医療保険料軽減判定誤り」についても、今後の対応方針を説明させていただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇岡田局長 ありがとうございました。

次に、出席の状況でございます。国保連合会理事12名中欠員の1名を除き、委任出席も含めまして、全員出席でございますので、本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

続きまして、理事会の議長でございますが、規約第33条第1項により、理事長が当ることになっておりますので、橋川理事長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事

録についても公表することといたします。

次に、規約第36条第1項の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 それでは、私のほうから指名させていただきます。

米原市長の平尾理事さんと豊郷町長の伊藤理事さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第8号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第四回補正予算についてまで、一括審議いたしたいと思えます。

各議案について、事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、規則改正並びに令和4年度の補正予算の概要についてご説明をさせていただきます。

議案につきましては、理事会議案1ページから26ページの各議案でございますが、本日の理事会用に資料1-1、1-2にて概要をまとめております。お手元の資料で要点を絞ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1をご覧ください。まず、1つ目の規則改正についてでございますが、議案第1号の職員服務規則の改正並びに議案第2号の育児休業等に係る給与等に関する規程の改正でございます。双方とも育児・介護休業法の改正に伴う規則改正でございます。

令和4年、昨年ですが、10月1日から育児休業、育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるよう、育児休業の取得回数制限の緩和がなされましたので、その改正によるものでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号の国保連合会会計規則の改正及び議案第4号の国保連合会福祉医療費等審査支払規則の改正でございます。この2つの改正につきましては、いずれも請求事務費の廃止に伴う規則改正でございます。

令和3年4月、一昨年の4月診療分から被用者保険分に係る福祉医療費の取扱いが国保連合会から支払基金へ移行したことに伴いまして、昨年の、令和4年4月診療分から請求

事務費が廃止となりました。こちらの対応で会計規則と福祉医療費等審査支払規則を改正するものとなっております。

続きまして、補正予算の関係に移らせていただきます。大きな2番、令和4年度補正予算についてでございます。まず、議案第5号といたしまして、職員退職給与金特別会計の補正でございます。こちらにつきましては、令和4年度の年度途中で退職者がございました。その退職給与金への対応に伴う補正で800万円の増額補正でございます。

次に、議案第6号でございます。介護保険事業関係業務特別会計の補正でございます。国民健康保険中央会に納付する負担金について、介護給付費の請求件数の増加に伴う補正となっております。40万円の増額補正でございます。

続きまして、議案第7号に入ります。こちらは、障害者総合支援法関係業務等特別会計の補正でございます。こちらは電子証明書発行手数料の増加に伴う補正となっております。97万5,000円の増額補正でございます。

最後に3ページでございます。議案第8号としまして、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正でございます。まず、①としまして、業務勘定でございます。こちらは国庫補助金、また、国民健康保険中央会への負担金の補正でございます。

昨年、令和4年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金として、国庫補助金78万円の確定がされましたので、それに対応する補正、そして、同額を中央会に負担をする増額補正となっております。

最後に、②でございます。後期高齢者における公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。まず、1つ目は、障害者総合支援法に基づいて、更生医療と言われるレセプトの公費の増加に伴っての1,000万円の増額補正でございます。

2つ目は感染症法に基づくレセプト請求、今現在、国が公費負担として28番の番号でもって処理をしておりますが、そちらの増加に伴う補正でございます。オミクロン株等の蔓延による感染者、入院またPCRの検査、自宅療養等でございます。それが想定以上に増えてきており、そのための補正となっております。9,800万円の増額補正となっております。

こちらのほうにつきましては、専決処分でも触れさせていただくことにはなりますが、第4回目の補正となっております。特にこの感染症につきましては、昨年の11月に第3回の補正をしたばかりで、第7波の影響によって補正をさせていただきましたけれども、その時点では対前年度比129.5%の伸びでした。しかしながら、令和4年12月までの

実績を見てみますと、296%と相当の伸びになってきましたので、こちらのほうを今回、理事会にかけさせていただくことになっております。

補正予算は以上となっています。どうぞよろしくお願ひします。資料1-1につきましては、今ご説明させていただいたものを1枚にまとめておりますので、後ほどご参照いただければ幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

◇橋川議長 それでは、議案第1号から議案第8号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第1号から議案第8号まで原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第8号まで原案どおり決することといたします。

次に、議案第9号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは続きまして、議案第9号でございます。お手元に白色の理事会の議案がございます。そちらのほうをご準備いただきたいと思います。ページにつきましては、32ページでございます。

議案第9号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について提案をさせていただきます。本議案につきましては、本会の表彰規程に基づきまして、国保事業あるいは介護保険事業の推進並びに発展に貢献された方々に対しまして、一定の基準に基づいて保険者等関係する団体から推薦のあった方々を表彰するため、理事会にお諮りをさせていただいて決定をするものでございます。

今回ご推薦をいただいた方々につきましては、次の33ページに掲載をさせていただいております。理事長表彰の表彰区分ごとの内訳といたしましては、国保事業の運営に関する協議会の委員さんがお二人。そして、国保の直営診療施設の医師がお一人。同じく直営診療施設の療養関係従事者が15人。市町保健師が9人の以上27人ということでございます。本日の理事会でご決定をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、今年度、表彰式につきましては、コロナの状況等もございまして、中止をさせ

ていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 議案第9号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第9号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり決することといたします。

次に議案第10号、通常総会開催日について事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 続きまして、議案第10号でございます。今ほどご覧いただきました理事会議案の次のページ、34ページをご覧いただきたいと存じます。

本会の通常総会を令和5年2月20日月曜日、午後2時より開催をさせていただきたいと考えております。開催場所につきましては、大津市のアヤハレークサイドホテルで予定をさせていただいております。理事の皆様方には年度末でお忙しいとは存じますが、ご出席を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、提案に代えさせていただきます。

以上でございます。

◇橋川議長 議案第10号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでございますので、採決に入ります。

議案第10号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、総会は原案どおり、2月20日午後2時から開催することといたします。

次に、議案第11号、通常総会附議事項についてを審議願います。通常総会の議案第11号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第11号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納については、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思ひます。

各議案について、事務局の説明を求めます。

◇林主監 まず、滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画ということでご説明をさせていただきたいと思ひます。資料のほうは、資料2-1でご説明をさせていただきます。

まず、基本方針について記載をしてございます。基本方針でございますが、保険者様、

それから広域連合様の信頼と負託に応えるため、2つの基本方針で臨むことといたします。

その1つは審査支払業務の専門集団としての役割に加え、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団として、保険者の皆様等から認めていただけるよう努力をするということでございます。

そして、2つ目でございます。保険者とは運命共同体であるとの認識のもと、業務の効率的・効果的執行に心がけ、保険者の負担の軽減を図り、最小の経費で最大の効果を得られるよう、中期経営計画の目標達成に向けて計画的に取り組んでまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページの部分でございます。今申し上げました2つの基本方針のもと、事業の3本柱として設けております。これに取り組んでまいります。

1つが、保険者事務の支援ということでございます。市町事務の効率化等の取組の推進などについては、これまで私どもが培ってきたノウハウ等を最大限活用できるよう、より一層、支援・拡充に取り組んでまいります。

そして、2つ目でございますが、保険者が行う保健事業について、保健事業支援・評価委員会の開催、KDBシステム等を活用した評価・データ分析等の保険者支援でございます。併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についても積極的に支援をしてまいります。

そして、3つ目でございますが、我々の基幹業務である審査の充実に向けた取組でございます。「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき全国の国保連合会、中央会とともに、コンピューターチェックの共通設定及び審査基準の統一化を図ってまいります。

続いて、3ページございますが、重点目標として記載をしてございます。1つ目の第4期中期経営計画の推進から、7番目の個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化までをしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

そして、1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。具体的な事業でございますが、令和5年度に新規・拡充する事業を抜粋させていただいているものでございます。簡単にご説明させていただきます。

まず、一番上が第4期中期経営計画の推進でございます。令和5年度から7年度を対象として職員が目的意識を持ち、一丸となって目標達成に向けて取り組んでまいります。

そして、2つ目が、国民健康保険制度への対応でございます。県の市町連携会議等に参画し、市町や関係機関と連携して、本会の役割の充実強化を図ってまいります。また、次期運営方針に際して、市町連携会議の協議を踏まえ、市町の事務負担の軽減が図れるよ

う、共同処理事業等を検討してまいります。

そして、②でございますが、現在、特定技能外国人の身分事項等の情報について、中央会と市町村の間の経由事務を行っているところでございますが、新たにそのスキームを活用して、特定活動の在留資格を持つ外国人で国保に加入できない在留資格へ変更された方の情報提供を行い、市町村の資格喪失処理に係る事務の効率化を図ってまいります。

また、(3) 国保総合システムに関する事項では、クラウド化が計画されている同システムの機器更改を行ってまいります。

そして、5 ページでございますが、(4) の国保及び後期診療報酬等の審査支払でございます。①は超高額レセプトの審査の対象点数の改正が行われるということを記載しております。そして、②が関係団体と連携して、オンライン資格確認の普及と情報共有のために設置された、オンライン資格確認の普及に向けた連携会議への参画とオンライン資格確認の推進に取り組んでまいります。

そして、(5) の後期高齢者医療事務代行業務でございます。広域連合様が行う事務処理の軽減および効率化を図るため、令和5年度からは給付関係業務として、療養費入力業務など4業務と保健事業における重複・頻回受診者等訪問指導事業支援業務等の訪問部分の拡大を新たに実施してまいります。

そして、1枚おめくりいただきまして、6 ページでございます。保健事業の推進に係る部分、(6) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施でございますが、個別サポート事業においては、保健事業支援・評価委員会の委員の同行を行うなど、事業の充実を図ってまいります。

そして、重複・頻回受診者等訪問指導事業の実施でございますが、令和5年度からの新たな取組として、希望する市町に対し、評価後訪問を行ってまいります。

そして、(8) でございますが、保健事業推進に関する情報提供として、第3期データヘルス計画策定に当たっての参考資料の作成と提供を行うとともに、(9) ですが、市町保健事業の支援として、同計画の策定等を支援するため、県と連携し市町への個別支援を実施してまいります。

そして、10番目でございます。特定健診・特定保健指導に関する事項でございますが、県が実施する対象者に合わせた受診勧奨通知のデザイン事業に係る対象者データの提供などの評価を行ってまいります。

そして、11番目は介護保険事業に関することでございますが、ケアプランデータ連携

システムに関する業務として、介護事業所の業務効率化を図るため構築されたケアプランデータ連携システムの利用に伴い、ライセンス費用の徴収業務等を行ってまいります。

そして、12番目が障害者総合支援給付事業に関することですが、障害福祉サービスデータベースのデータ連携業務として、障害支援区分判定等情報を取りまとめ、中央会を經由して、厚生労働省の障害福祉サービスデータベースへのデータ連携を行ってまいります。

以上、新規・拡充する事業でございますが、既存事業ともしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

◇今岡課長 それでは、続きまして、令和5年度の国保連合会の各会計予算についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、今見ていただいております8ページからとなりますけれども、もう一枚、資料2-2もご用意いただきたいと思います。

通常総会の附議事項につきましては、38から170ページにかけまして掲載させていただいております。概要を今の資料2-1、資料2-2で取りまとめておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、資料2-2のA3版の各会計予算、予算の総括表をご覧いただきたいと思います。1枚目のA3版となります。本会の会計でございますが、各勘定の予算の一覧で一般会計と7つの特別会計で構成させていただいております。各種支払勘定を合わせますと、全部で21勘定ございます。

これらの会計を性格別に大別いたしますと、網かけをしている会計がございます。こちらが6つございますが、こちらが保険者さんから、また広域連合さんからの負担金や手数料を中心に事務事業を執行する会計でございます。今の網かけの分については、後ほど資料2-1で予算の考え方の中でご説明をさせていただきます。

それ以外の網かけのかかっていない特別会計、そして、各種勘定につきましては、主に診療報酬、また、介護給付費などをお支払いする会計でございます。医療機関、また、サービス提供事業所のほうに受け払いする勘定となっております。

このA3版の予算規模の全体でございますが、一番下から3番目をご覧いただきたいと思います。21勘定の合計の総額が前年度比1.5%増の総額約4,370億円といった予算規模でございます。その下でございますが、会計全体の中で事務執行を伴います6つの会計の規模でございます。対前年度比11.5%の増、総額約40億円でございます。会計の全体については、A3版で以上となります。

恐れ入りますが、資料2-1の8ページにお戻りいただきたいと思います。

大きな1番の(1)でございますが、中ほどに書いてございます、事務執行を伴う6つの会計の前年度対比における主な増要因でございますけれども、令和5年度につきましては、昨年からご説明をさせていただいておりますが、国保総合システム等の機器更改に係る多額の経費を見込んでいるものでございます。

そして、次のページ、9ページでございますが、(2)診療報酬等の支払勘定でございます。こちらは対前年度比1.4%増の総額約4,330億円を計上いたしております。連合会が取り扱う会計につきましては、全体の約99%が診療報酬等の支払いに充てられる受け払いの会計でございますが、残り1%が事務執行を行う会計で構成しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

9ページ、続きまして、大きな2番でございます。診療報酬等の支払勘定でございますが、予算規模の大きい会計を中心に説明をさせていただきます。令和5年度の予算立てにつきましては、これまでと同様、おおむね過去の支払いの実績と比較して、制度改正等を勘案して予算計上しています。

9ページの中ほどの箱囲みの中にございますとおり、まず、議案第3号として、国民健康保険診療報酬支払勘定でございます。令和4年度予算に比べて2.8%減の月平均約7億9,000万円の支払いを見込んでいるところです。上半期の状況を全国平均と滋賀県と記載させていただいておりますが、こちらについては、被用者保険の適用の拡大、また、団塊の世代の方が後期高齢者に移行され、これらによって国保の被保険者数が減少していることが大きな要因と考えているところです。

箱囲み下の4つの勘定がございますが、そのうちの4番目の抗体検査等費用支払勘定でございます。こちらの伸び率が86.7%減となっております。この大幅な減理由としては、今現在、コロナワクチンの接種費の支払いの継続が確定していない状況であります。ワクチンの接種費の支払いについて、今現在、連合会を經由して接種機関にお支払いしておりますけれども、当初予算につきましては、そちらのほうで確定するまでは、科目設定のみということで大幅な減になっております。ご了承いただきたいと思います。

少し飛ばさせていただいて、議案第5号としまして、介護保険事業関係業務特別会計でございます。こちらは介護サービスの受給者の増加もございます。伸び率、若干ではございますが、0.6%増の月平均約93億円の支払いを見込んでおるところでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、10ページをご覧いただきたいと思い

ます。10ページの上段につきましては、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。国保と同様、上半期の全国平均と滋賀県の状況を記載させていただいております。令和4年度の予算に比べまして、4.5%増の月平均約147億円の支払いを見込んでいます。このことについては、国保の支払勘定でもお話しさせていただきましたが、団塊の世代の方が後期高齢者に移行されるというところで高い伸び率になっているところがございます。医療費につきましては、広域連合さんとも調整をしながら予算立てをしているところがございます。

続きまして、11ページに入らせていただきます。大きな3番目でございます。一般会計と各業務勘定の事務執行を伴う6つの会計の共通した予算の考え方でございます。先ほど、資料2-2のA3版で見いただきました、網かけの部分がその勘定になっております。

国保連合会の喫緊の課題としましては、国保総合システムの更改が令和6年度と8年度に予定をされています。国からクラウド化ということを強く求められている中で、これらの更改経費につきましては多額の費用が見込まれますので、本会の自助努力として、引き続き人件費の抑制、経費の節減を図りながら既存の積立財源を活用しつつ、更改経費の備えとしてICTの積立資産の造成を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

具体的には箱枠の中にございますように、(2)になりますが、昨年度の総会でご説明いたしました、システム更改に係る財源不足の対応についての人件費の抑制、会館に係る減価償却引当資産の一部凍結を令和4年度に引き続き実施し、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、システム更改の備えとして、経費節減と併せて、保険者の皆様にはご負担になりますが、令和5年度の手数料を4円引き上げさせていただいて、ICT積立資産の造成をさせていただき、その積立金を運転資金として、手数料の平準化を図りたく思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、1ページおめくりいただいて、12ページでございます。

まず、1つ目の一般負担金でございます。中段に表がございますとおり、平成29年度に負担金の段階的な見直しを提案させていただきました。当時5%から10%に段階的に見直すことをお願いしているところがございます。令和5年度はその最終段階に入りました。

そして、次の(2)でございます。国保審査支払手数料、そして、国保共同処理手数料

についてでございます。こちらもし繰り返しのなりますが、昨年の総会で説明させていただきました、システムの更改に係る費用の備えとして、国保審査支払手数料に2円、国保の一般の共同処理手数料に2円、合わせて4円の引き上げをお願いしたいと考えております。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思います。(3)の特定健診等費用手数料でございます。こちらのほうにつきましても、制度発足以来、保険者の負担の軽減を図るために、過去の積立金を充当して対応してきました。過去の積立金の実績としては、試算表のとおり出しておりますが、だんだん積立金が少なくなって厳しい状況となってきておりますので、段階的な見直しをお願い申し上げているところでございます。5年度につきましても、200万円の積立金の繰入れと併せて、30円の引き上げ、1件当たり450円とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1ページおめくりいただいて、14ページでございます。介護保険審査支払手数料についてでございます。こちらにつきましても、資料に記載のとおり、令和5年度から中央会への負担金が2円27銭引き上げられるということになっておりますけれども、その一昨年前に各市町さんが計画されている第8期介護保険事業計画の期間中であったということもあって、手数料の見直しによる保険料への影響もある、といった意見もありましたので、令和5年度につきましても見直しを行わず、一旦は据え置きとさせていただきたいと考えております。

しかしながら、箱枠の下の米印に記載させていただいているとおり、中央会で開発しておりますKDBシステム、そして、特定健診、障害者・介護保険のシステムについて、それぞれ次期更改に当たってはクラウド方式が予定されております。中央会から連合会への負担金が示された時点で改めて精査させていただいて、ご相談させていただくというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、2つ目の米印でございますが、介護保険に係る第三者行為求償事務のことについてでございます。介護保険の受給者の増加に伴って、この第三者の求償事務の受託が増えてきている状況でございます。収納額も一定の成果を上げているところですが、介護保険の審査支払手数料の見直しの際に、介護保険に係る求償事務の手数料の新設を今現在考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。こちらについては出来高、成功報酬制で今現在考えているところでございます。

最後に、15ページをご覧いただきたいと思います。こちらは今ご説明させてもらった

以外のものも載っておりますけれども、各種手数料単価の一覧になってございます。ご参照いただければと思います。

最後になりますが、予算の関連事項について、議案第10号、最後のページでございます。附議事項では171ページに記載させていただいておりますが、不測の事態が生じた場合の支払いに充てるために、一般会計及び5つの特別会計につきまして、一時借入金の限度額を定めるものですので、よろしくお願いいたします。

最後の議案第11号につきましては、公費負担医療に係る予納金の予納についてでございます。こちらも附議事項の172ページから182ページに記載させていただいております。毎月の医療費の支払いに充てるための予納金でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、お手元の資料3、そして、資料4、福祉医療費概算金、そして、障害介護給付費概算金の算出表でございます。それぞれ毎月の医療費の支払いに充当させていただきまので、年度当初からのご負担をよろしくお願いいたします。

以上、5年度の事業計画、そして、予算の提案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇橋川議長 総会附議事項について説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

通常総会の議案第1号から議案第11号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第1号から議案第11号は原案どおり通常総会に附議いたします。

次に、報告事項に入ります。事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、報告事項に入らせていただきます。恐れ入りますが、通常総会の附議事項、一番分厚い冊子の183ページをご覧くださいと思います。水色の合紙が入っておりますので、水色の合紙の次のページでご説明をさせていただきます。

報告第1号といたしまして、専決処分報告でございます。4点ございます。

まず、1点目でございますが、診療報酬審査支払特別会計第四回補正予算でございます。こちらはオミクロン株対応のワクチン接種券、こちらの作成業務に伴う増額補正となって

います。9市町から委託を受けて、接種券を作成させていただきました。

2点目でございます。こちらの特別会計につきましては、診療報酬審査支払特別会計第五回補正予算になっております。こちら先ほどの本会理事会に提案をさせていただきました補正予算の前段でございまして、こちらのほうで、国保と後期それぞれの公費負担医療に係る増額補正になっております。こちらは感染症法に基づくレセプトの請求の増加に伴う増額補正となっております。オミクロン株の蔓延による感染者が想定以上に増えてきておりました、この段階では第7波を想定した補正でございました。今回の理事会にかけさせていただいたのは、第7波と第8波を迎えての増額補正でございます。

2点目、3点目が今のオミクロン対応の補正予算でございます。

4点目でございます。職員給与規則の一部を改正したものでございます。こちらは昨年の人事院勧告によって、職員の子の扶養手当、そして、一時金の率の改定によるものとなっておりますので、よろしくお願ひします。

報告事項は以上でございます。

◇橋川議長 ご質問、ご意見はございませんか。

よろしいですか。

報告事項は以上とさせていただきます。

次に、その他事項として、後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りについて事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りにつきまして、ご説明させていただきます。私、電算管理課長の坂井と申します。よろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、昨年6月に発覚いたしました軽減判定誤りにつきましては、各市町の後期高齢者医療保険料収納のご担当の方、広域連合のご担当の方に多大なるご迷惑をおかけしたこと、また、国保連合会としての報告が遅くなりましたことに対しまして、まづもっておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、資料5に沿って、今回の事案について説明いたします。

1ページをご覧ください。今回の誤りにつきましては、保険料の軽減判定においては、税法上の所得計算ではなく、改めて高齢者の医療の確保に関する法律に基づく所得を算出する必要があるのですが、改めての所得の算出に係るサーバー処理等ができていなかったことに起因するものです。

資料の2から3ページをご覧ください。保険料確定賦課に係る処理の流れとなります。

2ページをご覧ください。(0)に書かせていただいておりますが、各市町からの所得課税情報を取り込む処理を行い、以下、賦課対象者を抽出、所得課税情報と保険料率から保険料を計算します。なお、この計算の際には、税法上の所得課税情報が用いられることとなります。

3ページをご覧ください。(3)、(4)を網かけとしておりますけれども、この処理ができていなかったことにより、今回の誤りが発生しました。この処理は特定の条件に当てはまる方について、減額対象所得を計算し、その際に必要となる過去3年分の所得情報が存在しなかった場合、減額対象所得変更候補者一覧として出力し、改めて軽減判定をした後に保険料情報を作成するという処理の流れとなります。

4ページをご覧ください。軽減判定誤りが発生した原因等についてです。平成20年の後期高齢者医療制度の発足当初から広域連合システム上の軽減判定に使用する所得が誤っており、そのことについては、平成28年に発覚し、以後、平成29年、30年度は3ページの網かけの部分の処理が外付けシステムにて対応されておりました。令和元年度より、広域連合システム内で処理ができるように改修されましたが、網かけの処理ができていませんでした。当該処理ができていなかった原因について、広域連合、本会で検証を行い、箱粹の中に記載のとおりで誤りが発生したことが分かりました。

当該処理については、委託電算会社のSEと広域連合のご担当の方の間で調整をしながら進めますが、改修後のシステム運用について、その手順が徹底できていなかったことが主たる原因となります。システムの更改により、運用手順が変更となりましたが、変更後の運用手順の確認、調整会議をした記録等が残っていないことから、更改後の運用手順についての認識が足りなかったものと思われます。

また、広域連合のご担当の方が違和感を感じ、SEに問い合わせをされた際に、これで間違いがない旨の回答がSEからあったということでありました。

これらのことに対する再発防止につきましては、最後に説明させていただきます。

6ページをご覧ください。今回の軽減判定誤りへの対応です。軽減判定誤りへの対応につきましては、高確法に基づく正しい所得算定をし、誤った軽減判定による保険料との差額を調整する必要がありますが、高確法の第160条、第160条の2による時効、賦課決定の期間制限があることから、賦課年度ごとに異なる対応とされました。

7ページをご覧ください。(2)が賦課年度ごとの対応となります。①ですけれども、令和4年度の保険料の還付、徴収につきましては、当該年度中であるために保険料の賦課

を更正することにより対応されました。

②令和3年度の保険料の還付、追加徴収につきましては、各市町から被保険者に連絡され、高確法に基づき還付、追加徴収することにより対応されました。

8ページをご覧ください。令和元年度、2年度の保険料の還付につきましては、高確法に基づく保険料の還付ができないために、広域連合において別途要綱を定められ、特別返還金として対応されました。

④令和元年度、2年度の保険料の追加徴収につきましては、還付と同様に賦課決定ができないため、追加徴収することができません。この部分について、広域連合から損害賠償請求の申し入れがあります。

9ページをご覧ください。損害賠償に係る対応についてです。広域連合から後期高齢者医療の運営に係る事務代行に関する業務委託契約書に規定する損害賠償の負担協議について申し入れがありました。広域連合から申し入れのあった損害につきましては、(1)の①から④となります。

まず、①ですけれども、本件事案に対応する該当被保険者への発送文書印刷代及び郵送料。②当該被保険者宅への臨戸訪問等に係る職員の時間外勤務手当等。③得べかりし利益として、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の2に規定する賦課決定の期間制限により令和元年度及び令和2年度分の保険料として賦課決定、収納できなかった保険料相当分。④保険料還付に要する加算金相当額ということになります。

10ページをご覧ください。本会といたしましては、(2)から(4)による対応を考えております。まず、(2)広域連合から申し入れがあった損害賠償の範囲ですが、このことにつきましては、本会の顧問弁護士に相談をしており、広域連合から示された4つの内容につきましては、損害賠償の請求の範囲に含まれるものと判断し、広域連合の申し入れに基づいて協議を進めています。

次に、(3)損害賠償に対する責任についてです。保険料の賦課に係る電算処理につきましては、本会が事務代行に関する業務を受託した当初から、広域連合から委託電算会社への直接の指示により執り行われていました。これまでの運用の在り方から、委託電算会社の責任について顧問弁護士に相談をしており、広域連合との協議結果により、本会が負担する損害賠償については、改めて委託電算会社と協議の上、委託電算会社へ請求することを考えています。

(4)の補正予算についてですが、現在、広域連合において、損害賠償に係る相当額を

精査されています。今後の協議により、損害額等が定まった時点で、本会会計の予算を補正して、賠償額を委託電算会社に請求、広域連合に支出することを考えています。

11ページをご覧ください。再発防止についてです。本件処理をはじめ、広域連合業務に関する誤りが発生すると、被保険者に多大な影響を及ぼし、後期高齢者医療の事業に対する信頼を損ない、広域連合と市町の後期高齢者医療のご担当者にも多大なご迷惑をおかけすることから、今回のことについては、広域連合業務を受託する者として重く受け止め、再発防止に向けて徹底した取り組みを図ります。具体的には資料に記載の2点となります。

1点目が、運用手順の再確認です。改めて、本会における本件処理の運用手順を確認するとともに、本会と広域連合の担当者間における作業スケジュールやおのおのの作業範囲の共有を徹底します、ということです。

今回の事案を見ますと、本来の運用手順に対する確認が徹底できていなかったことが主な原因です。特に、年次処理、また、システムの更改があった際には、あるべき運用手順を慎重に確認し、広域連合のご担当の方との共有を徹底することにより再発を防止します。

2点目が、担当者間の情報共有の徹底です。今回の事案に対して調査を行いました。当該の業務に関する打ち合わせや広域連合のご担当の方とのやり取りが書面の形で残っていませんでした。現在は既に実施しておりますが、運用に関する進捗や問い合わせ等に関する回答など、担当者間のやり取りについては記録を残すようにし、運用に係る打ち合わせ等につきましては、議事録を作成して、相互に確認することにより再発を防止いたします。

後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りに係る説明は以上となります。

◇橋川議長 只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。よろしいですか。

ここに説明がありましたように、あとは電算会社、まずは後期高齢のほうで損害賠償額を確定してもらうのが先でございますが、それをもって電算会社に賠償を求め、その収入をもって、後期高齢に連合会から支出をするという補正予算をまた組ませていただくようになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次でございますが、第4期中期経営計画について事務局の説明を求めます。

◇林主監 資料6のほうをご覧くださいと存じます。A4サイズ1枚のものでございます。

第4期中期経営計画の概要ということで、簡単ではございますが取りまとめをさせてい

ただいております。現在、第3期計画の進捗状況も踏まえて、この第4期の計画の策定をしている段階でございます。現段階での計画案の概要ということで、こちらのほうに取りまとめさせていただいております。

事業計画で申し上げたとおりでございますが、この計画、第3期と同様に3年間で、令和5年度から令和7年度までの間と考えております。計画策定の趣旨につきましては、第3期と同様に職員一人一人が目的意識をもって、一丸となって取り組むための計画の策定としております。

そして、基本理念は審査支払業務の専門集団、地方自治体が行う医療・保険・介護・福祉業務を支援する専門集団であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者、広域連合から一層信頼される組織となること、さらに3年後の望ましい姿の実現を目指していくというものでございます。

そして、真ん中以降ですけれども、基本方針を記載しております。事業の柱として、左側に、表側に記載しておりますが、審査の質の向上から安全管理体制の確立まで、5本の柱で構成しております。

そして、表頭の部分ですが、対比できるような形で左側に第4期の計画、右側には第3期の計画の現状を記載しております。

そして、右側の第3期の計画でございますけれども、既に事業が一定推進されているということで判断できるようなものについては、一番右側に完了というふうな記載をしております。次期計画からは除いていこうと考えております。

また、第4期も引き続き実施する事業については、次期計画の中で該当する計画番号を記載しているような形になっております。

例えば、新規計画番号の1つ目の審査の質の向上につきましては、我々の基幹業務として、常に高度な審査を目指す必要がございますので、引き続き目標設定をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、星印をつけておる部分でございますが、例えば、計画番号12の国保保険者標準事務処理システム等の円滑導入の支援、計画番号13の事務の共同化・効率化の支援という部分につきましては、第4期については、計画番号の10というところで、国民健康保険に係るシステムの標準化を踏まえた、市町事務の標準化・広域化の対応という項目に収斂していくという考えでございます。これは、法律に基づいて、令和7年度までに国保部署において事務処理標準システムか、標準準拠システムを導入するということになってご

ざいまして、いずれかのシステムの導入を前提としながら、効果的な共同処理を検討していく必要があるということで、このような形で考えております。

そして、第4期の基本方針ですが、全てで23項目考えておりまして、新たに8項目を追加しています。これは文字が反転しているところがございますが、中抜きになっている部分でございます。上段にタイトル、下段に簡単な説明を記載しております。

例えば、訪問看護療養費の電子化でございますが、令和6年4月から訪問看護療養費の電子化が予定されておりまして、その円滑な導入を目標とするものでございます。

そして、一番下に記載しております、職員行動指針でございますが、第3期同様、コスト意識やコンプライアンスの向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

この計画につきましては、完成後、改めてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 第4期中期経営計画について、概要案でございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

よろしいですか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。円滑なる議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。これをもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時53分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和5年 **4月24**日

議 長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

米原市長

水尾道雄

豊郷町長

河藤定逸